

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ お困りのことがあれば、まずはご相談を！！



犯罪被害者等支援

シンボルマーク「ギョツとちゃん」

宇部市では、犯罪被害に遭われた方々が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害に遭われた方々の権利利益の保護を図るとともに、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、令和4年4月1日宇部市犯罪被害者等支援条例を制定しました。

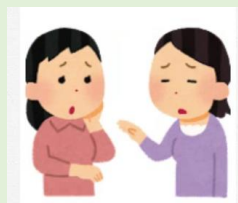
犯罪被害による様々な困りごとに対して
関係機関・団体と連携して支援します。

医療費や転居費用
などの出費

精神的な
苦痛

配慮の欠ける言動

経済的な
損失



身体の不調

SNS などによる
誹謗中傷

入院や刑事手続き
に伴う欠勤

私生活の
平穏の侵害

名誉の
毀損

再被害の恐れ

社会全体が連携して
犯罪被害者等を支援



支援内容

相談や情報の提供

支援を総合的に行うための窓口を設置し、犯罪被害者などが直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関などとの連絡調整を行います。

住居の安定

犯罪被害により現在の住居に住むことが困難になった場合は、市営住宅への一時入居などの支援を行います。

見舞金の支給

故意の犯罪行為により市内にお住まいの方が被害に遭った場合、本人または遺族に対して、見舞金を支給します。

《宇部市犯罪被害者等見舞金制度》

支給金額

遺族見舞金 30万円

傷害見舞金 10万円

※申請手続きなど詳しくは、市民活動課にお問い合わせください。

- ・ 犯罪被害に遭われた方が直面している問題についての相談
- ・ 市役所でサポートできる制度の案内や手続きの協力
- ・ 外部関係機関の紹介などお気軽にご相談ください。

支援の流れ

① 総合的対応窓口（市民活動課）に相談



② 相談内容を把握し関係課に連絡
（相談者の必要な支援を見つける）



③ 外部関係機関との連携を図る
（市役所以外の支援についても情報収集）



④ 問題解決を図るため、継続的な支援を行う



お問い合わせ先

宇部市 市民環境部 市民活動課
交通防犯対策係 犯罪被害者等支援総合的対応窓口
電話：0836-34-8235 FAX：0836-22-6016
Mail: siminkd@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市ウェブサイト

